

【表紙】

【提出書類】 半期報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年10月6日

【計算期間】 第9期中(自平成21年12月1日至平成22年5月31日)

【発行者名】 ビ・ライフ投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 瀧 美知男

【本店の所在の場所】 東京都千代田区永田町二丁目4番8号ニッセイ永田町ビル7階

【事務連絡者氏名】 大和ハウス・モリモト・アセットマネジメント株式会社
財務企画部長 漆間 裕隆

【連絡場所】 東京都千代田区永田町二丁目4番8号ニッセイ永田町ビル7階

【電話番号】 03-3595-1265

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年8月26日提出の半期報告書に添付の当中間財務諸表に対する中間監査報告書の記載事項のうち原本と異なる事項がありましたので、これを訂正するため、半期報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

当中間財務諸表に対する中間監査報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は____線で示しております。

(訂正前)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年8月16日

ビ・ライフ投資法人

役員会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂田 純孝 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 加藤 秀満 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられているビ・ライフ投資法人の平成21年12月1日から平成22年8月31日までの第9期計算期間の中間計算期間(平成21年12月1日から平成22年5月31日まで)の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間投資主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ビ・ライフ投資法人の平成22年5月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する中間計算期間(平成21年12月1日から平成22年3月31日まで)の損益及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本投資法人が別途保管しています。

(注2) 財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。

(訂正後)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年8月16日

ビ・ライフ投資法人

役員会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂田 純孝 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 加藤 秀満 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられているビ・ライフ投資法人の平成21年12月1日から平成22年8月31日までの第9期計算期間の中間計算期間(平成21年12月1日から平成22年5月31日まで)の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間投資主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ビ・ライフ投資法人の平成22年5月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する中間計算期間(平成21年12月1日から平成22年5月31日まで)の損益及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本投資法人が別途保管しています。

(注2) 財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。